

第六回国会 衆議院 經濟安定委員會 會議錄 第五号

昭和二十四年十一月二十六日（土曜日）
午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 小野瀬忠兵衛君

理事 志田 義信君 理事 多田 勇君

理事 永井 英修君 理事 南 好雄君

理事 森 曉君 理事 成田 知巳君

理事 笹山茂太郎君 理事 米原 昶君

理事 福井 勇君 理事 細田 榮藏君

理事 篠田 弘作君 理事 田中不敏三君

理事 羽田野次郎君 理事 岡田 春夫君

理事 浦口 鉄男君

出席政府委員

外國為替管理委員會委員長 奥村竹之助君

（理財局長）伊原 隆君

大藏事務官 宮崎 靖君

通商産業政務次官 西村 久之君

經濟安定政務次官 山本 米治君

（財政金融局長）内田 常雄君

經濟安定事務官 谷林 正敏君

部貿易局長 谷林 正敏君

委員外の出席者

議員 北澤 直吉君

議員 前田 正男君

議員 川上 貫一君

外國為替管理委員會委員長 大久保太三郎君

大藏事務官 伊藤 八郎君

大藏事務官 奥村 輝之君

通商産業事務官 武内 龍次君

通商産業事務官 松尾泰一郎君

專門員 圓地與四松君

專門員 青田清治郎君

本日の會議に付した事件

参考人の意見聴取に関する件

外國為替及び外國貿易管理法案（内閣提出第四三三號）

外國為替管理委員會設置法案（内閣提出第四四號）

○小野瀬委員長 ただいまより會議を開きます。

この際参考人招致の件につきお諮りいたします。ただいま本委員會において審査いたしております兩法案について、東京銀行取締役外國部長小野英輔氏、日本貿易協會事務理事三谷善藏氏、國民經濟研究協會井波卓一氏、富士電機社長和田恒輔氏、以上四氏を本日の委員會に参考人として招致いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

御異議なしと認めさう決定いたします。

なおこの際お諮りいたします。兩法案に対する審査の都合もありますので、参考人よりの参考意見の聴取及び質疑は、連合審査会においてもこれを許すことにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○小野瀬委員長 御異議なしと認めてさうに決定いたします。

午後二時三十分開議

○小野瀬委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

外國為替及び外國貿易管理法案、外

國為替管理委員會設置法案を一括議題に供し、質疑を続行いたします。前田正男君。

○前田正男君 審議の忙しいところを拜借いたしました。はなはだ恐縮に存ずるのでありますが、昨日からの合同審議のときに、私の税関に對しますところの質問の御返事をいただかなかつたので、こゝであらためて質問させていただきます。

まず税関のことにつきまして、私はなほ知識が足りませんので、まず一般的な御説明をお願いしたいと思います。終戦後日本の税関は戦前と違ひまして、どういふふうなことになるか。その一般状況から簡単に御説明願いたいと思います。

○伊藤説明員 原則といたしまして、終戦によりまして税関の制度につきましては何らの変更なく、戦前と同様に施行いたしております。従つて原則としてあらゆる輸入品につきましては、有税品については税関を徴収いたしております。但し現下の日本の情勢にかんがみまして、主要食糧等は法律をもつてその免税措置を講じまして、ただいまも免税いたしておりますし、その他OSS等に輸入する物品につきましても、原則としては課税することと認容されておるのでありますが、現在の税率の状況から見まして、はなはだしく外人の消費等に不適当であると認められました関係上、関係方面の指示によりまして、タバコ以外はただいまのところOSS商品についてはタッ

チしないでおるといふ状況であります。その他につきましては、まづたく戦前と同様に税関の手続及び課税を實施いたしております。

○前田正男君 戦後のいづ／＼な情勢の変化及び物価の変化等から考えまして、税制の改革等があると思つてゐるのでありますが、それについて何かお考えがありましたらお知らせ願ひたい。また今度自由貿易に変更されるに伴ひましても、相当の変化が起り得ると思ひますが、そういうことについて政府として腹案がございましてお知らせ願ひたい。

○伊藤説明員 ただいま御指摘になりました通りでございます。私は原則としてそのように施行いたしていると申したのでありますが、御承知の通りわが國の輸入税表は從價税と從量税、有税品については大体この二つの種類にわかれております。從價税は御承知の通り値段の何割をかけるという、いわゆるOIE價格に對しまして、一割なら一割をかけるという税率でありますから、これは為替の変動によりまして依然として一割をかけることができませんのでありますが、從量税の方は御承知のように百斤について五円とか、一メートル幾らという固定した税率でありますために、わが方の円相場が下落しますと、その税率というものは非常に低率に相なつて参りまして、實は存在意義がないくらいに低くなつてゐるのであります。従ひまして今後のわが國の政策といたしまして、これ

はちよつと余談にわたりますが、輸出貿易の進展をはかるためには諸外國における關稅の傾向——御承知の通りアンシー會議等において新たに十箇國が参加して、合計三十三箇國で結ばれております國際關稅通商協定に参加を許されまじと、わが國の產品は最高税率の適用を輸入國から受けてゐるやうな状況でありますので、一日も早くこの關稅同盟に加入を許されるやうな状況にならなければならぬと思つてゐるのであります。しかるにわが國の税表は先ほど申し上げました從價税のうち、相當な品目が大正十三年の法律によりまして、從價十割のぜいたく關稅をかけてゐるのであります。従ひましてこれを諸外國から見ますと、非常に日本の關稅が高いという印象を與へてゐるのであります。一面先ほど申し上げました從量税率の方は非常に安くつてゐる。従ひましてただいまの状態においてはぜいたく税がありまじために、外國には非常に高いという印象を與へ、また一面從量税率については、このまゝの状態において關稅同盟等にも参加を許されまじと、わが方としては非常に悪い、こゝういふやうに兩方面から見て、ただいまの税表というものは大体全部これを見直しまして改訂いたしまして、さうしていつさういふ會議にわ／＼が参加を許されてもさしつかえないやうな状態に、修正をいたしておきたいやうな急なるものがあると考えてゐる次第であります。

○前田正男君 それでは政府といたしましては、政府側からその修正の案をいつ御提案になるのでございますか。あるいは、関税同盟に加入される見通し、あるいはこちらから講和態勢にならなくても、日本側としてそれに対して加入の申込みを行ひ得るか、あるいはまたいつごろ行おうとしておるか、こういうことについて御説明を願いたいと思います。

○伊藤説明員 ただいま申し上げました関税の一般改訂につきましては、これは約一年半ほど以前から関係方面からのサゼスチョンもありまして、鋭意研究いたしておるのでありますが、最近になりまして、最近の情勢にまた対応して、一層スピードをあげまして大政府内部においていろいろ打合せをいたしまして、ただいま作業がよほど進捗いたしておる状況であります。従いましてでございますならば最近の機会に、国会に提案をいたしたいという考えであるのであります。それからいよいよゆる国際関税協定の参加の問題であります。これはあくまでわが方としては希望いたしているものであります。事は一面通商なり外交なりに関係することでありまして、わが方としては希望いたしておりますが、その段階その他につきましては、われ／＼事務当局はちよつと申し上げる自由を持つていないかと思ひます。われ／＼といたしましては、いつ参加を許されてもさしつかえないような準備はいたしておるといふうちに、申し上げておきたいと思ひます。

○前田正男君 改訂の提案が遅れますと、実際問題といたしまして輸入が自由になつて参ります一月一日からの関

税に、あるいはまた輸入の現実の問題と税率の問題とに關連いたしまして、輸入の仕事に非常にさしつかえて来るのではないかと私は感ずるのであります。従いまして少くとも一月一日からの輸入は、従来のものとこの間に於ける関税の改訂をやらなければ、この政府の考へておられるほんとうの民間輸入というものは、はなはだ困難ではないかと思ひますが、この食ひ違ひについてどういふふうにお考えになつておるか。お聞かせ願ひたいと思ひます。

○伊藤説明員 民間の自由貿易になりまして、さしあたり輸入されずとも重要な物資等であらうかと存じます。実はこれらの重要な物資等につきましても、全部とは申しかねますが、大體において先ほど申し上げました従量税品が大部分か、もしくは大體無税品が多いのであります。そのために輸入貿易が阻害されるということとはあまりないと私は考へております。

○前田正男君 あまり阻害されることではないという御見解でありますけれども、輸入の建前から言ひまして、同時に輸入税は改訂されるべきものであると思つております。従いましてこれにつきまして、極力政府といたしましても早急に御提案を願ひたいと思ひますが、政府の方から申しますと、最近の機会にこの話を御提案できるか、臨時国会は困難といたしまして、通常国会に出せるか。何か責任ある政府側の御答弁を願へば、はなはだつこうだと思ひますが、いつごろの見通しということをお話いただければ一番けつこうだと思ひます。

○伊藤説明員 ただいま御指摘の点は今度のローガンのライン等にも関係があらうので、できるだけ早くいたすために極力努力しておつたのであります。御承知のように、関税は先ほど申し上げましたような諸外国との関係もございまして、税率の改訂に生ずる生産者と消費者との間のバランスの問題が必ずつきまとうのでございまして、一品目の税率の決定につきましても、相當に論議が必要なのであります。従いまして本日までまだ的確に成案は得ていないのであります。われわれの目標といたしましては、できま

すならば、今度の通常国会に提案いたしたいと思つて努力しておる次第であります。

○前田正男君 ただいまの政府の御答弁で大體了解いたします。しかしながらやはり輸入につきまして自由になる機会に、関税というものはできま

したならば途中で変更いたさない。途中で税率を変更するということにつきましては、商取引におきまして契約いたしました中におきまして、将来もいろいろ問題が起りまして、非常におもしろくない。ことに従量税が、先ほどお話のように外国に比べて安いといううようなことになりまして、上げなければならぬ。ところが現在の税率の見込みにおいて輸入したということになりますと、将来の商品をさばく上においていろいろ影響すると思ひますので、別に商取引に困らない範囲におきまして、なるべく早くやつていただきたいと思ひます。

たに方向をかえまして、関税の問題であります。委託加工あるいは協定貿易というふうなもの、輸入による

○伊藤説明員 原則といたしまして委託加工を受けまして、それを加工をして輸出する原材料あるいは半製品に対しては、関税を徴収しないか、もしくはこれを猶予する制度が昔からわれわれの方にはございまして、これによつて再輸出を条件とする輸入品には、関税の負担をさせないか、それが関税率法に規定してございまして、極力それを活用いたしまして、いわゆる中継貿易なり加工貿易なりの伸張に寄與いたしたいと考えております。

○前田正男君 その方針で行きますと、かねて政府の方から御希望を述べられておられます自由貿易港というものが、ぜひ必要になつて来ると思ひますが、あります。これに対する見通し、今の委託加工に對します無税及び再輸出の方式には税金をかけないということに対する見通し、この自由貿易港及び委託加工に対する無税ということは、この一月一日からの輸入の実施のときから実施されるのかどうか。その点について御説明を願ひたいと思ひます。

○伊藤説明員 委託加工については現在もできるのであります。たとえばアメリカ等から生地を輸入いたしまして、それにドローン・オフをしまして輸出する場合には、税金に該當する担保の提供を受けて、輸出完了の際に担保をもどすという制度もございまして、保税工場というのに對しまして、一定の工場に免許いたしまして、そこにおいて生産加工をして輸出すれば、何らの関税を支拂わないで落付制度が今でもできるのであります。必ずしもいゆる自由貿易制度を新たに創設しませんが、不便はないようになつておるのであります。また世間で今相当問題になつておりますフリー・ポートの制度は、なお／＼といたしましてもお互いに関係各省におきまして研究いたしておりますが、世間にちよつと誤解がある点があるのであります。自由港と申しますと、いわゆるフリー・トレード・ポートとフリー・ポートと二つございまして、フリー・トレード・ポートと申しますと、昔の関東州とか香港のように全然税関のないいわゆる消費、居住の自由なる制度、それから消費を許さない中継貿易だけを許可しているフリー・ポートとあるいはフリー・ゾーンと二つあるものであります。この点は利害得失をくんと研究して、もしそういう必要があるならば、そういう制度も後日研究を要するのであります。この一月一日を期してもしくはそれらの期日を期して、必ずその制度をつくらなければ委託加工の貿易ができないものでもないものであります。さしあたりは従来のそういう制度を活用いたして、御不便がないようにいたすつもりであります。

○前田正男君 その前にございしても委託加工の制度はありますが、輸出入の原則的な民間貿易、自由貿易という線に持つて行きますと、どうしても自由港というものを私たちは考へて行か

○前田正男君 それでは私の税関の話はこれだけにいたしたいと思います

で運賃請求書に証明してもらいます。そうしてその運賃請求書をもつて外国為替管理委員会の方から外貨を外国汽船会社に支拂う、そういう建前で

○大久保説明員　ただいまの御質問に
ますが、これはどういう意味でありますか。これをちよつとお聞かせ願ひたい。

ます。

○川上實一君 政府の方の期待だけであつて、實際はどうなるものか、はつきりわからないのですか。

に屬するということになるのであります。

○川上貫一君　その点は大體了解いたしましたが、もう少し疑問の点があります。

ますから、あとでお聞きしたいと思ひます。

第二の問題は、日本に支店を持つてゐる外国の銀行は、今度できますが外国為替特別会計法の適用はもちろん受けない。そのほかの法律の適用も受けないと思ふのでありますが、この外国の銀行は相当円資金を持つてゐるはずなのであります。政府の方ではこの外国銀行はどのくらい円資金を持つてゐると思つておられますか。この点をちよつとお聞きしたい。

○大久保説明員 日本にある外国銀行、その点については大蔵省の方が御担任のように存じますが、大蔵省の方がたゞいまお見えになつておられぬようでありまして、お見えになりましたら、その点について御答弁申し上げます。

○川上實一君 それは大蔵省でなければわからぬというお話でありますから、この際はやめます。

そういたしますと、これは相当あると思うのでありますが、外国銀行が円資金を持つておられまして、これで仕事ができるわけなんでありまして、けれども、その仕事は日本の国の方からは、どこで統制することになるのですか。これは自由にやれるのでございませうか。そこは、この法律ができたあととはどうなるのでありますか。

○大久保説明員 ここにあります外国銀行は、司令部の免許のもとに営業をしておられるわけでありまして、ただいまのところは、日本の法制によつて外人が規制されるという関係はないものと存じます。しかしながら将来この法律ができました後に、司令部の方で、あるいは銀行をこの法律の趣旨に従つて

営業するように、何らかの指示が外人に対してありますれば、この法令によりまして、日本側の銀行と同様の立場において規制されるということがあろうかと存じております。

○川上實一君 よくわかりましたが、そうなりますと、この外国の銀行は、管理委員会の方ではつかめぬのでありますから、外国の銀行が円資金を持ちまして、そうして為替操作をすることは管理委員会ではつかめぬことになる。こう解釈してよろしうございませうか。法の改正がない限りは……。

○大久保説明員 法律の改正をまちませずとも、この法律に従つて外国銀行も規制されるというふうに、司令部の方でもその間の措置をとられるものと、私どもは期待しておるわけでありませう。

○川上實一君 それは法のどこにありますが、これは絶対ないと思ふ。この法では外国の銀行を為替管理委員会が握ることができると思ふのですが、でいていただきたいと思ふ。

○大久保説明員 もちろんこの法律は日本の法律でございまして、そこまですべて外人まで規制するといふうなことは書いてないわけでございますが、日本にこの法律ができましたならば、この法律に従つて外国銀行も同様の措置を受けるということ、ただいま繰返して申し上げますように期待いたしております。

（永井（英）委員長代理退席、委員長席席）
○川上實一君 期待なさつておるのでありますが、そういったしますとそれが

十分に行かなかつたら、外国銀行が取扱う分の貿易は、管理委員会の手をくぐらないで済むということになるのであります。期待がそう行かなければ、そうなると思ひ込んで間違ひありませんか。

○大久保説明員 この法律に外国為替銀行という章がありますが、その第十條に御質疑の点の規定がございまして、ここに外国為替業務を営む銀行といふものは、内外の銀行を包括して規定されているわけでありませう。これでもつて外国銀行も日本の法律に従ひまして、この管理法の統制を受けるということになつております。ですからこの規定が発動されますならば、外国銀行も当然これによつて規制されるということになります。だから昨日説明をいたしましたと思ひますが、この第二章の規定が発動されますならば、この規定によりまして、外人も統制を受けるということになるわけでありませう。

○川上實一君 それはちよつと合点が行かぬのです。ここに、たとえば外国為替管理委員会設置法によつても、第四條の十号に「外国為替銀行」とあります。これは国内銀行、国内のいわゆる外国為替銀行といふのがこれに属すると思ふのですが、これは外国の銀行まで全部含むのでありますか。

○大久保説明員 さうであります。○川上實一君 私の質問は一応これでとどめます。ほかの同僚委員の方の御質問もたくさんあると思ひますが……。

○小野瀬委員長 ちよつと申し上げます。委員の御質疑のうちで金融に関する御質疑がありましたならば、ただいま通商振興局長のかわりに前野経理部

長さんが見えになつておりますので、この際御発言を許します。

○志田委員 これは午前中にもお尋ねを申し上げたのでありますが、担保の提供の場合におきまして、五〇%といふことをきめ、一〇%、二〇%あるいは三〇%という方法をとるのだというお話がありました。大体、さういふ基準があるかどうか。あれば承りたい。

○武内説明員 輸入の場合の担保の金額につきまして、五〇%以下といふことを、たしか私どもの方から差上げました要綱が何かの中に書いてあるかと思ひますが、これはたゞ、申し上げましたように、五〇%は一番高い場合でありまして、それより實際はつと低くなるだらう、こゝういふふうに考えております。大体五%に行かぬか、あるいは一〇%とかいふようなものになりはしないかと思ひますが、さういふものを決定いたしますことは、関係審議会がこれを決定するということになつております。ただ通産省としましては、これは担保をこゝういふふうに必要とします理由は――一番の必要理由は、輸入為替の方は取得するわけでありませうが、そのあとで何らかの理由で輸入を實際やらないということになりますと、貴重な外貨といふものの為替が遊ぶことになりませう。また輸入が遅れるために種々国内の経済がうまく行かないことになりませう。それを防止するのが第一の目的であります。そのほか同じことになりませうが、何かもうけてやろうといふもので、投機的に非常にたくさん無責任な輸入の申込みが殺到するのを防ぐといふ考えであります。従いましてさういふ見地から、今後関係審議

会においてどういふ物資には何パーセントがいいだらうといふことを、審議して決定されるわけでありませうが、一つの考え方として、額は非常に大きくなるもの、たとえば一万トンの小麦なり何なりを輸入するといふときに、それに対して五〇%とか二〇%といふようなことになりませうと、何千万円といふような金を注ぐことになりませう。またそれを輸入業者にとつてみますと、二〇%とか一〇%でなくとも、さういふ大きな輸入をやるときには、五%でも非常に痛いことになりませうので、さういふ場合には非常に大きな担保は、金融の方面にもありますので必要はないのじやないか。また逆にこれは資金の為替の種類によつてことでありまして、アメリカから少額の為替で何か物資を入れるといふような場合、ほかのたとへばオーブン・アカウンツで買入れるといふようなときには、貴重な外貨であるといふことにもなりませうし、また額も比較的大きくない場合には、さういふ無責任な投機的な輸入の申入れを避けるために、比較的高パーセントが多くなりはしないか。こゝういふような事情を勘案いたしました、適当な率に定められるようにいたしたい、通産省ではこゝういふふうに考えております。

○志田委員 銀行が受付をいたします場合に、銀行の窓口だけで業務が遂行できるように取扱つていただきたいと私は思ふのでありますけれども、さういふ場合銀行はたゞ担保が大分あると見ました場合においても、なおかつ外貨予算のわくがあるかどうかといふことを為替委員会に照会して、さうして承認を求めなければこれを許すこと

はできないのではないかと思うのでありますが、その点はいかがでございますか。

○武内説明員 今の御質問は、銀行のわくがあるかないかについて、為替管理委員会に聞く必要があるだろうという御質問であります。これは大体に於いて二つに考えていただければいいのだと思うのでございます。一つは割当を受けた場合であります。この場合には通産省としましては、予算の範囲内で外国為替委員会ともいふ事前連絡をいたしまして、割当をいたすわけでありまして、一々外国為替委員会に問い合わせる必要は実際上ないこととなります。もう一つの早いもの勝ちの方の制度におきましては、これは先着順ということになりますので、たとえばかりに十人の限度までみな申し込んで、それで一ぱいになるといふ場合には、十一人、十二人目には割当はないわけでありまして、そういう意味において外国為替委員会に照会をいたしまして、まだ一人分余つておるといふことならば銀行によつて配証される、こういうことになるわけであります。

○志田委員 ただいまの御説明は、おそらく個別割当の場合の輸入許可の配証を與えることだろうと私は思うのであります。つまり外貨予算のわくがあるかどうかを為替委員会に照会しまして、銀行がこれを承認するということなのであります。銀行がこの申請を拒否するということもあり得るのではないかと私は思うのですが、そういう場合はいかがでございますか。

○奥村(竹)政府委員 銀行はその申込者が経済的理由で取引を希望しない

というような場合に、それを拒否することはあるだろうと思ひます。

○志田委員 そういふ場合は拒否されつばなしのものです。それともそれに対してまた為替委員会が為替のわくがあるということによつて、他に方法を講じてやる考えが当局にはあるのですか。

○奥村(竹)政府委員 それは外国為替銀行はたくさんございまして、ある一つの銀行へ取引を希望されなくても、ほかの銀行でやはり申請をする。銀行が受け付けた以上は、為替管理委員会の方へ照会して、外貨予算があれば必ず許可しなければならぬのであります。申込みを受け付けた受付けないかの採扱は銀行の裁量にまかす。銀行の数がたくさんありますから、いずれか自分の取引のある銀行へ行けばいいわけでありまして、そういう考えであります。

○志田委員 この問題は少し具体的に御尋ね申し上げますが、外貨予算で定めた仕入先変更の場合と、輸入者が個別的に輸入限度を超過して輸入しようとする場合の、二つの場合をお知らせ願ひたいと思ひます。

○武内説明員 二番目の輸入限度を越えて貨物を輸入しようというお話であります。輸入限度と申しますのは、一定の品目について一人の者がこの期間にどのくらいまで入れていいか。たとえば十万吨の鉄鉱石を入れる場合、早いもの勝ちで入れる場合に、一人は一万、これは外貨の額によると思ひますが、一〇%まで輸入していいという場合に、何か特別の理由でそれ以上に入りたい、あるいは船の方の關係であるとか、その他の關係なんかで、ある

一つの輸入業者がこの限度を越えて入りたいといふときは、通産大臣の許可を要するということになつております。

一番目の御質問の仕入先をどれほどまで予算で決定して発表が行われるか、これは問題でありまして、なるべからばどこからでも入れたいところから仕入れるように予算をつくり、公表をいたしたいという考えであります。これは為替の種類によることであつて、ポンド地域から入れることになつてゐるものを米ドルを使つて入れる、あるいはオーブン・アカウントで入れるはなつてゐるのを、ポンドで入れたいとかあるいは米ドルで入れたいということになります。これは外貨予算のつくり方によるのであります。ほとんどこれは予算の変更といふことになるのであります。これはやはり予算の変更がなければ実行することができない、こういうことになると思ひます。

○志田委員 そうしますと、対外収入の場合とにらみ合せまして、対外支拂いをもつてこの外貨予算は作成する要があると思ひます。もちろん、その点御考慮なさつておることと思ひますが、この予算原案の作成は大蔵省がなさるのであります。安本がなさるのであります。通産省がなさるのであります。お尋ねいたします。

○西村(久)政府委員 本件は昨日も申し上げたのであります。安本が作成したものであります。

○志田委員 ただいま安本が予算原案を作成するといふお話でありました

が、この予算原案を作成された責任はやはり安本が負うのであります。よろしく。閣僚審議会で持つのであります。

○西村(久)政府委員 安定本部では原案を作成するのであります。作成いたしました原案は閣僚審議会へまわして、閣僚審議会が審議をして決定するということに相なるのであります。

○志田委員 そういふ場合予備金を持つたろうと思ひますが、その予備金はこれによりまして、通常と非常時の予備金というふうな設定されるように見られるのであります。けれども、これはもちろん資金の弾力ある運営のためにそういうことをなさるのだらうと思ひますが、この外貨予算の予備金も最初予定されたものよりも、対外支拂いにあたりまして非常に不足したといふような場合、業者に與える相当の被害が予想されるのであります。そういう点はいかがでございますか。

○西村(久)政府委員 本法にも明記してあります通り、十分なるゆとりをつけて予備金をとり、なお非常時のものをとるようになつておるのであります。突然かわつた國際的の変動等が生じない限りは、それはまかない得るといふ確信を持つております。経済情勢の変化あるいは戦争の勃発といふような不慮の場合に際しては、また予算の更正も可能ではなからうかと存するのであります。

○志田委員 ただいま配付していただきました政令案の要綱を拜見いたしました。この行政機関の意見に對しまして、不服のある者は申立てを願ひまして、聴聞会において聴聞書をつくら

うことができるのであります。聴聞会の構成はやはり政令で定められるものと思ひます。よろしく。い

○西村(久)政府委員 聴聞会と申しますのは、不服申立ての当事者またはこれに關係する人の聴聞をするということに、私どもとしては解釈いたしておりますが、お尋ねの点をもう一回はつきりお願いいたします。

○志田委員 聴聞会の構成がどういふ構成になるかということをお尋ね申し上げておるのであります。当事者が入るといふお話であります。そのように了承してさしつかえありませんか。

○西村(久)政府委員 当事者は参加するといふことに御承知をお願いいたします。

○志田委員 本法案を見ますと、外国為替管理法と相違のないような状態でありまして、特に制限及び禁止の第五章等は、まったく同様なものでないかと思ひます。この点についての政府の御所感を承りたいのであります。

○伊原政府委員 相當の弾力性がございまして、ほとんど外国為替取引に關連いたします事項、取締りの対象といつたしております。つまり、現行の為替管理法とかわりがないのであります。けれども、あれは戦前につくりました法律でございます。主としてドイツ法系の系統をとつております。

今回の為替管理につきましては國際的の慣行に従ひまして、先般のはたつた六條であつたと思ひますが、今回の七十七條以上になつております。英國のが四十條、オランダのも三十八條と

思いますが、日本の法律といたしましては、一面急転する國際情勢に対応いたしますように、弾力性がございまして同時に、できるだけ詳しく規定をするという方針のもとに規定せられております。

○志田委員 これは午前中も私質疑申し上げたのでありますが、本法案の内容を拜見いたしましたして、私もたいへんけつこうだと思つておるのでありますけれども、國際通貨基金の代表のムラデック博士が、大分これに指示を與えられたということが新聞にも見えておるのであります。この法案によつて外貨の取得が蓄積され、民族資本が相当多く蓄積される場合におきましては、講和會議を別といたしまして、日本のブレトン・ウッズ協定に参加する態勢が整えられ、また参加でき得る状態になると政府はお考えでありますか。お尋ね申し上げます。

○伊原政府委員 ただいまお示しの通り、この法案の作成にあたりましては國際通貨基金のムラデック氏、ウィッチン氏等の指針によるところが相当多いのであります。御存じのように現在國際通貨基金に加入しておる国でも、アメリカ、パナマ、メキシコ、グアテマラ、サルバドルであります。ほんの五箇国か六箇国を除きまして、ほとんどみな為替管理をやつております。為替管理ということは國際通貨基金の基本觀念から申しますと、望ましくないことであります。現在の情勢上やむを得ない。この法律の中にも先刻も申し上げましたように、第二條においてこういう為替管理というふうなことはだん／＼とやめて行くというふうなことも、これは國際通貨基金の原

則に従つた点でありまして、その他為替は單一でなければならぬ、それから自己資金取引が裁定相場から百分の一以上の開きがあつてはならないということは、いずれも國際慣行に従ひかつ國際通貨基金の原則に従つたものでございまして、オーストリアは講和條約前でありまして、國際通貨基金に加入をいたしました。わが国といたしましてもそういう状態が来ることを念願をいたしておる次第であります。

○志田委員 ただいまのお話はたいへんうれしく拝承いたしましたのであります。さういふ國際通貨基金への参加についての建前もよくわかりますが、この為替、貿易管理によつて、講和會議に伴つて將來生ずるであろうことを予想されるところの、対日援助方式が切りかえられるのではないかと、このことに対する何かお含みがありましたら、この機会に拝承いたしたい。

○谷林政府委員 特にこの法案と関連いたしましてそういうところがあるのではないかと、これは、今のところそういう予想はしておりません。

○伊原政府委員 ちよつと補足的に申し上げますが、ただいま御承知のようにガリオア、イロアというものによりまして、米國から相當の援助を受けております。これらの金額につきましては、だん／＼にわが国としても減らして行かなければなりません。米國としても減らして行くことになることは私どももしばしば警告を受けております。従いましてこれが減りました際に、國際收支を均衡させるということにつきましては、非常な努力がいりますので、この法案においても、外國為替の予算をつくつて均衡させる。実体

的におきましては、この法案の中にございまして、外債を募集するといふようなことも考慮しておるわけでありまして。

○志田委員 御親切な答弁を感謝いたします。最後に本法案の中にある外國為替予算が、三箇月分の輸入為替の品目、外貨額、仕入地を示された場合に、品目別に區別できないものはこれをどう取扱う御所存でありますか、承りたい。

○谷林政府委員 ただいまの品目別に指定のできないものは、私ども今の考え方としては雜輸入と申しますか、そういう品目をつくりまして、それに対して相當の外貨為替を予算に計上しておきまして、それを使つて輸入をはかりたい。こういうふうに考えております。

○志田委員 雜扱いをするというのです。一括計上するといふふうには承してよろしうございしますか。

○谷林政府委員 そういふものを一括して相當の外貨為替を割当てておいてやる。こういうことであります。

○川上貫一君 この法律によつて外國為替銀行を入れるというお考えなのであります。この法案を見ると、主たる事務所を有する法人となつておるのを日本には持つておりません。この法案に外國銀行も含むといふ法的根拠はどこにあるのか。これをお聞きしたい。

○伊原政府委員 第六條の五号をござらん願いますと、居住者とは、とありまして、非居住者が本邦内に支店、出張所その他の事務所がございます場合、法律上の代理権があるといふにかかわらず居住者になります。その点から適用を受けるものであると思つております。

○川上貫一君 そういたしますと、外國銀行を日本の銀行と同じようにこの法律によつて、この法律の適用の範圍内では外銀も日本の銀行と全部同じように取扱ひを受ける。こう解釈してよろしうございしますか。

○伊原政府委員 この法律は外國銀行にも適用し得る態勢を整えております。ただ御存じのように、ただいまわが國に進出してあります外國銀行は、司令部のライセンスによりまして、司令部の監督下において、かつ司令部から委託されたと申しますか、司令部の方の仕事をしておる。たとえば連合國軍人軍屬の相手方をする。それからリーダー・ダイエーストやモーション・ピクチャーといふふうな司令部によつて事業を許された商社、バイヤーを相手方とする取引を行つておまして、直接日本人を相手とする為替取引とか、預金とか、貸出しは行つておりません。ただいまの外銀の地位は、司令部の監督を受けて司令部のために營業を行つておりますので、日本の法律の適用を受けておる。

○川上貫一君 それはわかつておるのではありませんが、その受けておらないところの銀行が、この法律ができれば受けるのであります。

○伊原政府委員 ただいまは受けておられませんけれども、關係方面におきましてだん／＼にこの法律の適用の範圍内に入つて来ることについて努力をいたしておられる、こう承しております。

○川上貫一君 さつきの御答弁では、外國為替銀行とは、外國銀行をも含むところの法律であるという御答弁、今の大藏當局の御答弁によると、だんだんとさういふぐあいにしていただくことを期待しておるということ、これは法律ではどうなるのですか。この法律では外國為替銀行は含むのですか。含まぬのですか。この法律ができたら……。

○伊原政府委員 ただいま申し上げましたように、日本の他の法律もさうでございまして、この法律は、外國為替銀行にも適用し得る法律上の状態を整えてあります。しかしながらただいま外國の銀行については、司令部のライセンスによつて營業をいたしておりまして、日本の法域に属しておる。従いましてそれが日本の法律の範圍内に……たとえば銀行法の認可等といふふうな問題がございしますが、日本の銀行法にも適用し得ることにいたしましたのであります。法律上の問題と、實際ただいま日本の法域に属しておるかどうかといふことは別個でございます。

○川上貫一君 わかりました。そういたしますと、今のところでは外國銀行が、自分の持つておりますところの円資金なら円資金を操作いたしまして貿易に關係いたしますと、この分は為替管理委員會は握れないことになると思ひますが、さう解釈してよろしいか。

○伊原政府委員 ただいま外國銀行等を持つております円資金の額につきましては、相當の額に上つておると思ひますが、これは司令部のライセンスのもとにこちらに参つて營業しておつて、先に申しましたリーダー・ダイ

ジエストとか、いろんな会社等の取得いたしました円資金が預けられておるわけでありまして。これらは向うに送金をお認められておられますので、外銀で預かっている。その金額は相当に上ると思ひますが、これらの使用につきましては、日本銀行に預けまして、または食糧証券、大蔵省証券等を買ふこと等だけに限定されておられます。それからたとえばリーダース・ダイジェスト自身がもつていた円というものは外銀に預けるか、または営業用の資金に使うというだけに、司令部のライセンスによつて限定されておられます。

○川上實一君 今のところの大蔵省のお考えではそういう形になつておりますが、しかしこれは管理委員会が握つておるものじやありませんから、その円資金を活用して貿易の方面に動くことは一つもない。こうお考えになりますか。この点ひとつ……。

○伊原政府委員 ただいまお答えいたしました範囲内——ライセンスの範囲内のことになつておると承れております。

○川上實一君 この問題は私は相当残つておると思ひますが、一応私の質問をこれで打ち切ります。

○小野瀬委員長 成田委員に発言を許します。

○成田委員 各委員の御質問がたくさんございまして、重複を避けて、ごく簡単に伺ひたいと思ひます。

先ほどの川上議員と前田議員の質問に関連して確かめてみたいと思ひます。川上議員が御質問になりました、第十條の外国為替業務を営む銀行に、外国法人が入るかどうかという御質問に対しては、先ほど大久保説明員は、こ

れは日本の法律だから、外国法人には適用がないのだというやうな御答弁をなさつたのでありますが、そうじやございせんのですか。

○大久保説明員 私の先ほどの説明が不明瞭であつたために、御疑問が起つたのかと思ひますが、この第十條の規定は、内外の銀行を問わず、外国為替業務を営む銀行全部を含む規定であります。

○成田委員 第十條の規定は、内外の銀行すべてを含むという御答弁があつたのでありますが、先ほど伊原理財局長の御説明では、本法の適用は受けることになつておるけれども、事実上これらは法外になるのだ、こういう御答弁があつたと思ひます。それに対しては、第十條が発動された場合には、当然外国銀行もその適用を受けるのだ、こういうことになつておられます。そういういたしました、伊原さんの御答弁によりますと、第十條が発動されても、この法律外に残つておるといふやうにも考えられますが、その点どちらが正しいのでありますか。

○大久保説明員 あるいは御疑問が生じたかとも存じますが、私の先ほど申し上げたようにいたしましたところは、伊原局長の御説明になりましたところと同じでございます。この法律では、日本側の銀行及び日本にありまする外国銀行すべてを含む規定でありますけれども、ただいまのところ日本にありまする外国銀行は、先ほど私申し上げました通り、司令部のライセンスのもとに営業しておるのでございまして、日本の法制のもとには服してないわけでありまして。ですから今後この法律が

できましたあかつき、司令部の方の何らかの措置によりまして、だん／＼この法律の規定によつて、外国銀行も規制を受けるというのを期待しておるわけでありまして。必ず司令部の關係方面におきましては、こちらにある外国銀行もこの規定によつて規制を受けるといふやうに、措置をなさることを期待しておるわけでありまして。

○成田委員 ただいまの御答弁によりまして、第十條の適用を受けるやうに司令部が措置することを期待する、こう言われたのでありますが、その期待に反した場合は、たといこの第十條が来年の三月三十一日まで発動されましても、大蔵大臣の認可を要せず、外国銀行といふものは自由に為替業務を営むといふことになるわけでありまして。

○大久保説明員 ただいまのは、そういう仮定のもとにどうなるかという御質問のやうでございましてけれども、私どもとしましては、この法律ができましたならば、必ず近い将来において、外銀もこの法制に従ふやうに措置されるということをお固く信じておるわけでありまして。

○川上實一君 関連してお伺ひたいと思ひますが、ただいま他の同僚委員の方から御質問がありましたが、このことについて一言言うておきたいと思ふ。私はさつぱりそのことを聞くために質問しておつたのです。これは非常に重大な事件であります。ところが為替管理委員会の方の御答弁によりますと、国会議員が知らぬと思つておられるのか、いいかげんなことを言うておけばよいと思はれるのか、これはまづたく適用されますかという念押

しをしたら、その通りでありますとはつきりお答えになつた。そこで私は質問を一応打ち切りました。他の同僚委員の方に御質問を願つて、そうしてあらためて聞いた。そうしたら、これはさうしてもらふんだということになつてしまつた。もし私が二へん聞きませんならば、この委員会は、この法律が施行されると同時に外国の銀行にも適用されるのだ、こう承知してわれ／＼は審議することになる。こういう答弁は不親切なものであるのだと思ふ。この為替管理法といふものは、日本の貿易に對しては実に重大な法律だと思ふ。私は討論するのではありません。私ども、ことにこれは日本の今後の貿易にとつて、ある意味においては死活を決するやうなきわめて重大な法律だと思ふ。われ／＼の見解では、この法律は、一面において貿易資金特別會計、それから為替に對してはこの法律、この二本建の法律であると私は思ふ。それで私などは政党政派を越えて、日本の産業のため日本の貿易のために、ほんとうに審議しなければならぬというので、委員長にもたび／＼話をし、慎重に審議してもらいたいというのを申し出てある。しかるにこういう不親切な答弁をなさるといふことは、将来慎重でもらいたいの。なぜ初めに、実はこうなるのだといふことを説明していただけないか。話を聞いてみると、結局適用できない。これは初めからわかつておる。何も知らないのではない。そうだろうと思つて私は質問しておる。こうなりまして、どうなるか。これは握れないことになつてしまふ。これが円資金を相当持つて操作い

たしましても、為替管理委員会は握れないことになる。これを私は言うておるのです。これと、金利の關係その他で外商の進出といふやうな、いろいろの條件を持つておる外人の制、これによつて日本の貿易業者は手も足も出ず、勝負に負けてしまふことになるのではないか。このことをきくから私は質問をしておる。そのことがここで明らかにできた。私はお願いいたしますが、どうか政府の答弁は、一時限りの言ひのがれの答弁でなく、われ／＼も大衆の代表として出て、真剣にやつておるのでありますから、ごまかすやうなことを言わないで、まじめに、ほんとうに相ともに審議をするやうな態度でやつていただきたい。きやうの御答弁によつて、私はこの法案がきわめて危険な法案であるといふことを聞き得て、今後の審議の上に非常に参考になつたと思ひます。この点だけ特に私はつけ加えて申し上げておきたい。

○伊原政府委員 現在の外国銀行の地位につきまして、もう一度ちよつと簡単に御説明いたしますが、外国銀行は、ただいま十行来ておられて、司令部のライセンスを受けて仕事をしておられます。その仕事は直接日本人を相手とする為替取引とか、預金とか貸出しを全然行つておりませんので、いわば司令部のために仕事をしに来ておるというやうなかつこやうになつております。従ひましてただいまの銀行法等の適用は受けてないものであります。その具体的な仕事は、連合国軍人、軍属を相手方とする取引、パイヤーを相手とする取引、それからライセンスを受けた外国の事業者との間の取引だけをやつております。為替等につきまして

もたたい、ま外国為替は全部司令部の勘定になつております。コマニヤル・アカウントも何もスキヤツプ勘定でございます。そこに振り込む仕事を司令部のためにやつておる、こういうステータスにござります。従つて銀行法の適用は受けておりません。それからただいま御審議願つております法律の適用もすぐには受けていないのであります。だん／＼外貨の記載というやうなことも為替管理委員会がやつておりますので、外貨の管理運用ということが日本側に移管されるという段階も近いと思ひますから、それらに即応してこの外国銀行というものが、この法令の中に入るといふことを期待しておるのであります。

○成田委員 だいたいまの伊原理財局長の御答弁によりますと、現在の外国銀行は司令部関係のみの仕事をやつておる。この意味において本法の適用を受けていないといふのですが、これを逆に解釈いたしますと、一般貿易業務を行うためには、本法の適用を受けなければならぬと解釈してよいのですか。

○伊原政府委員 今申し上げましたやうに為替がスキヤツプの勘定にただいま全部入つて参るわけでありまして。それらの記載の移管は十一月一日からであります。始めております。それらの運用管理の問題が日本側にだん／＼移管されて来る。それらに伴ひましては、結局外国為替管理委員会の活動の範囲内に入つて参ります場合において、当然この法律の趣旨に適應するやうなことをやつてもらわなければならぬ、こう考へております。

○成田委員 勘定がスキヤツプの方から日本政府に移管されると同時に、本法の適用をだん／＼受けるようになる。さう、さういふ御答弁であつたので、実質的に日本人との貿易業務を外国銀行がやるやうな場合に、本法の適用を受けるかどうか。本法の適用なくして外国銀行が日本人との貿易業務をやるかどうか伺ひたい。

○伊原政府委員 これはできないと思ひます。たとえば貿易業務のみならず、日本人に資金の貸出しをいたします場合におきましては、この為替管理法の適用を受けるということが必要であらうと思ひます。

○成田委員 前田君の質問に関連して御質問いたしたいと思ひます。関税問題ですが、先ほど税関部長の御答弁によりますと、関税制度の全面的な改正を考へておる、さういふ御答弁がありまして、その中に日本の輸入関税が高いのは、ぜいたく税などがあるからだといふやうな御答弁があつたやうに思ひます。現在ぜいたく税にかけられておる十割といふその税率を下げる御意向があるのですか。

○伊原説明員 ぜいたく製品につきましては、大体においてこれを引下げようといひたしております。

○成田委員 どの程度に引下げるのであるか。

○伊原説明員 諸外国から見ても常識でないといふ程度まで引下げたいと思ひます。

○成田委員 それから現在ガリオア資金で買ひつけておられますところの食糧が、一般商業勘定に移されるというやうな話を聞いておるのでありますが、それ以外に食糧輸入について税関部長

はどういうお考えを持っておりますか。

○伊原説明員 食糧につきましては今回の議會におきましても、その法律の施行の期日を来年の十二月三十一日まで延期する法案を提出いたしました。すでに御協賛を得まして、その法律は明後年一月一日から施行することに相なつておりますので、食糧品等は来年一年間は免税をいたして参ることにいたします。

○成田委員 それからこれも今までの委員会の問題になつた点ですが、輸出の金融の問題、これについて各委員からの金融措置をどうするかという質問に対して、政府から御答弁があつたのです。私たち聞いておりましたが、これで金融措置が完全だといふやうに考へられないのであります。これは私の仄聞したところでありまして、この金融措置の一つのやり方といたしまして、対日援助見返資金をこの貿易関係の金融にまわすといふやうな御意向があるやうにも聞いておるのであります。その点はどうか。

○山本政府委員 対日援助見返資金は、その用途をいたしまして第一番が国債償還でありまして、あとは長期設備資金といふことになつております。従つて貿易振興のための設備資金ならば、若干産業資金の設備資金の一部として入ることがあると思ひますが、運転資金にまわることとは絶対ないと考へております。

なお先ほど金融の一般的な御質問がありました。輸出につきましては、今度輸出が許可制でなくなりまして、さうしますと今までと手続において若干違つて来ることになりまして、

でも、買手方式に關しましては大体従来の方式で行く。契約書を証明書として、従来通りの買手方式をやるというつもりでありまして、日本銀行のポリシー・ボードでも大体さういふふうにきめたやうに連絡を受けております。

それから輸出手形の買取り資金というものは、今度新しく起る問題であります。さういふのは今まで日本側の銀行は業者から輸出手形、買手を買ひまして、これをただちに外銀に取次ぐだけをしておつたのでありまして、外銀にこれを取次ぎまして貿易資金からすぐに支拂いを受けておつた。二、三日間に支拂いを受けておつたのであります。が、今後はほんとうの意味の外貨資金の輸出手形を買ひまして、これを外国に送りまして取立てることになるのであります。その取立てられるまでの金融が新たに問題となるのであります。

この場合銀行に対してどういふ金融方式をするか。この点はつきりきまつておりませんが、銀行に対して日本銀行から輸出手形を外国に送らなければならぬ。それから、その本物はなにかいふ担保として日銀から金融をつけるやうになるだらうと思ひます。その金がいづ返済になるかといふと、外国で取立てをいたしまして、外国でその金がほんとうに入つた場合に、外貨集中制によりまして、銀行はそその外貨代金を為替管理委員会に売らなければならぬ。

そのときに為替管理委員会から円資金をもらひまして、日銀から借りた金を返す、さういふことになりまして、輸入の方は御承知の通り従来全部政府がやつておりました。従つて貿易資金

によつて輸入金融はまかなわれておつたのであります。が、今度はこの方が新たに起つて来る金融問題であります。輸入を先ほどのやうな方式によりまして銀行へ申し出る人があるやうな場合に、銀行が保証金をとることがあると思ひますが、これはもちろんその輸入業者の信用次第でありまして、非常に信用があれば銀行は信用状開設のために別に保証金をとらないかもしれせん。信用のない業者からはよいといふかもしれせん。さういふ問題があるから、輸入業者が自分の金でこの保証金を積んでおらう。むろん自分の金と申しまして、ほかの銀行から借りて保証金をつくるという場合もあると思ひますが、さういふものは元来保証金として出すべきものでありますので、新たに金融措置を考へなくともよろしいと思ひます。もう一つの問題は、その輸入を取扱ひました銀行が、外国の銀行に対して外貨で保証金を積まされるやうなことがあるわけでありまして、まだ日本の銀行は外国に参りません。場合によれば百パーセントただちに信用状に対する金を積まされるかもしれないが、まずさういふことはいないだらうと思つております。あるいは五〇％か何パーセントかわかりませんが、とにかく輸入信用状を発行する。この信用状の発行のアクセプトに対して、たとえば五〇％の外貨を積みユーロークで要求されるかもしれないのであります。しかしその場合に銀行が金をたとえば日本銀行から借りて、

そうして外国為替委員会から、つまり政府から外貨を買ってこれを積むといふと、ここに内外銀行の不平等が起るわけでありまして、と申しますのは、たとえばここに申しておりますナショナル・シティの支店とか、そのほかチエズ・ナショナルの支店とか、そういう外国の銀行は本支店の関係になりますので、輸入信用状発行に対する保証金を外国において積まされないのであると思います。日本の銀行は外貨の保証金を積まなければならぬ。外国の銀行は積まないのでいいということになりますと、日本の銀行が非常に苦しい立場になりますので、そういう場合にはどういふ処置をとるかということとは、今のところまだ決定されておられません。日本の為替銀行がそのために日銀から金を借りて、為替委員会から外貨を買って積むということになりますと、金利の二重拂いをする必要があります。ならないというようになりますので、その場合には政府の持つておる外貨資金をただで拝借するというような処置によつて、内外銀行の不平等を排除するというような方向を考へておるような次第であります。なお輸入品が着きまして、手形の決済をしなければならぬという場合に、輸入業者に対する金融の問題、これが今度新たに起つて来る問題のおそらく一番大きな問題であろうと思います。これに關しては他の委員会でも御説明いたしました。これは輸出買手の場合と同じように、スタンブ制によつて日本銀行で何らかの優遇措置を講じよう、こう考へておるわけでありまして、また輸入は来年一月一日から始まりますので、方式は最終的には決定しておりますが、大体

そういう方向に行くのではないかと。むしろ輸入が始まりまして、相当輸入金融の額も大きいと思います。また輸出にいたしまして、今後この法案成立によつて貿易の線を太くしようというのでありますから、輸出資金の所要量も従来よりもふえて来ると思います。それに輸入が加わりますので相当金額は膨大になると思いますが、これらに關しましては日本銀行初め政府等において、おさ／＼意りない用意をしておるわけでありまして、

○成田委員 あと逐條にお尋ねしたいのでありますが、第三條に「関係審議会の組織及び運営は、政令で定める。」とありますが、組織の内容について政府の現在持つておる御腹案を伺いたい。

○西村(久)政府委員 関係審議会の組織は総理大臣を会長とし、関係閣僚を委員とした審議会になると御了承を願いたい。

○成田委員 総理大臣を会長として関係閣僚と言われたのでありますが、その関係閣僚の内容を伺いたい。

○西村(久)政府委員 通産大臣、大蔵大臣、安本長官というような方々が委員になられると思います。

○成田委員 農林大臣はどうですか。

○西村(久)政府委員 農林大臣も加わるものと思ひますけれども、どれだけ加わるかということはまだ決定いたしませんから、関係閣僚ということに御了承を願ひたいのであります。

○成田委員 関係閣僚ということになつておられますと、関係全部でないというところは事実でありますか。

○西村(久)政府委員 関係全部ではないのであります。

○成田委員 そこで第三條の「外国為替予算を作成する責任を負う機関とする。」というまことに珍らしい文句があるのではありませんか、「作成する責任を負う」というのは、ただ作成する機関というふうなことではありませんか。それとも何らかの特別の責任というものを予定されておるのであるのですか。

○西村(久)政府委員 従前の委員会ではその権限あるいは信用等が非常に鈍いのであります。関係閣僚を委員とした委員会でありましては、対外的にも信用を増し、権限もまた認められるという意味に御了承を願ひたいのであります。

○成田委員 昨日の委員会でも分川上委員の御質問だつたと思いますが、外国為替予算について国会の承認を要するかどうかという質問があつたとき、西村政府委員は国会の承認が必要ない、こういう御答弁があつたと思ひます。そういうしますと、この重大な外国為替予算を編成いたしました責任は、どこに負わされるお考えであるか。

○西村(久)政府委員 責任は関係審議会に屬しておると存じます。しかして執行せられますのは為替委員会がやるのでありますから、委員会と関係審議会との間にい／＼議を重ねまして、責任の所在は関係審議会に屬すべきものだと思ひるのであります。

○成田委員 責任の所在は関係審議会ということですが、それは国会に對する責任でございませうか。

○西村(久)政府委員 私は国会に對する責任ということがわからないのであります。お尋ねの国会に對するといふ意味を今少し明瞭にしたいので

たいのであります。

○成田委員 内閣及び閣僚の行政権の行使について、すべて最高機関である国会に責任を負うということになつております。こういう経済閣僚並びに総理大臣で構成せられました関係審議会が、外国為替予算という重大な予算を編成した、その責任を国会に負うかどうか。

○西村(久)政府委員 内閣と関係審議会とは別個のものであるのであります。内閣の連帶制の原則に基きまして、国会に對して内閣は責任があるということ。憲法上の通念だと思ひるのであります。この関係審議会がやつたことは国会に對して責任はない、こういうお考えですか。

○西村(久)政府委員 関係審議会はいわゆる審議会でございます。内閣と別個のものであると解釈しております。

○成田委員 どうも私の質問がまずいのかも知れませんが、もちろん内閣と関係審議会というものは別でございまして、この関係審議会の行つた行政行為については、国会に對して責任をとるの当然だと思ひます。私がお尋ねしたいのは内閣全体の責任で、大臣のやりましたことでも、内閣は国会に對して当然責任がある。しかるに内閣審議会がやつた行政行為について、国会に對して責任がないということはおかしいのではないかと、こうお尋ねし

ておるのであります。

○西村(久)政府委員 関係審議会自体が国会に責任を負うのでなしに、内閣を通して——内閣の承認を得るわけでありまして、責任は内閣に歸屬することは御意見の通りになるわけでありまして、

○成田委員 内閣を通しておやりになるから、当然内閣が国会に對して責任をおとりになる、こういう御答弁で了承したのであります。そういたしますと、この関係審議会が決定した事項は、当然内閣の承認を要することになると思ひますが、明文には出ていない。特に私がお尋ねするのは第七條で、基準為替相場を決定するとき、大蔵大臣が今まで單獨でやつていたのを、内閣の承認を得てというように明確にされておる。しかるにこの外国為替予算編成の重大なる使命を持つております関係審議会が明文化されてないので、この点を御答弁願ひたいのであります。

○西村(久)政府委員 その關係は、追つて示さるべき政令によつて明らかにすることであらうと思ひます。

○成田委員 次に第十一條の外国為替業務の問題であります。さしあたり、この第十條によつて認可を受ける銀行の数並びに名称がおわかりになつておりましたら、お知らせください。

○奥村説明員 ただいま政令三五三号によりまして許可を受けておる外国為替銀行は東京銀行、帝國銀行、大阪銀行、千代田銀行、第一銀行、富士銀行、大和銀行、三和銀行、東海銀行、神戸銀行、日本勧業銀行でございます。将来はこれに追加せられるものがあるわけでございます。

○成田委員 ポツダム宣言に基く政令で、今東京銀行以下十社でございますが、これが指定を受けておると言われたのですが、現在指定を受けておる銀行は、すべてこの第十條によつて当然認可を受け得るのだ、こう考えてよろしゅうございませうか。

○奥村説明員 三五三号によりまして認可を受けておるこれらの銀行は、その認可の効力を引継ぐという措置をする予定でございます。

○成田委員 次に両替所でございますが、両替所として大蔵大臣が認可を予定しておるものがございますたら……。

○奥村説明員 両替所はただいま日本交通公社でございます。

○成田委員 現在は日本交通公社でございますが、将来それ以外に認可される予定のものがございましたらお知らせ願いたい。

とも同時にあわせて決定いたしましたし、それを通産省を通して公表するところの手順であります。でありますから、ある場合には相当広い範囲を公表することもありますし、ある場合には非常に短かい期間を公表するということいろいろなやり方があるわけでありませう。

それからこれはどういう方法でつくるかというお尋ねでございますが、今後これをつくります対象といたしましては、ドルの資金がどの程度あるか、あるいは入るかということ、あるいはポンド資金の関係、それから各国との協定関係、こういうようなものをすべてしんじやくしなければならぬと思つております。今後これをつくる上に一番必要なのは各協定関係でございます。協定で日本に入れたるものは全部入れる方になっております。出する方も一応輸出の方に考えなければならぬ。そのほか協定以外のオープン・アカウントをやつておるものは、いわゆる輸入は輸入だけになりまして、輸入も一応一年間の採算を見なければならぬ。それからそのほかの勘定、すべての出入れを一応見まして年間の計画を、これをファンドの関係で申し上げますが、年間の需要がどのくらいかというところで、国内の需要並びに輸出の原材料その他との協定というふうな面をしんじやくいたしまして標準をきめる。全需要がきまると、これがどういふファンドによつて支拂いができるかというふうなことをきめまして、それを四半期にわけますと、それがたたいま申し上げました四半期の予算となります。それが最後の決定になります。最後の決定になる前に、一

○成田委員 第三の外国為替予算の問題でございます。予算は公開されると言われておりますが、どの程度に公開されるか。またその予算の編成方法であります。新聞紙上なんかで伝えるところでは、国の予算と同じように、輸出の場合は歳入とし、輸入の場合は歳出とする、こういうように予算編成をおやりになるやうに聞いておりますが、この公開の限度と予算編成方法について、わかつておる範囲で御説明願います。

○谷林政府委員 ただいまの公表する方法でございますが、これは関係審議会等で四半期の外国為替予算をきめ、そのうちの程度を公表するかどうかという

応アメリカからの援助資金の関係を知らなければならぬので、スキヤツプの方面と下打合せをいたします。向うでどの程度のものを援助資金に入れられるということがわかると、その援助資金の関係をききましたあとの日本側のオープン・アカウントでできるものを、一番先に申し上げましたように区切りまして公告する、こういう順序であります。

○成田委員 次に第四章の外国為替の集中のところで、第二十一條の二号に「本邦内にある貴金屬」とありますが、日本であつておるものであります。日本であつておる貴金屬、金銀程度でよろしゅうございませうから、大略わかりましたらお知らせ願いたい。

○谷林政府委員 保有量は大蔵関係でありますから、追つてお知らせ申し上げます。

○成田委員 次に日本の産金状態をお知らせ願いたい。

○宮崎政府委員 ただいま国内の産金は年三三三程度であります。先般御審議いただきました帝國鋳造株式會社法等の廃止あるいは変更等に伴ひまして、別に産金の対策を講じたいと思つております。最近三箇年間に年産約十五トン程度に上昇さすべく、ただいま実施に移して行く考えでございます。

○成田委員 最後に輸入限度の二〇%の問題であります。今までたび／＼問題になりました担保の率の問題であります。輸入担保の五〇%ということについては、各委員からもこれが高率に過ぎるという意見が出ております。本日の公述人の意見を聞きまして、とても五〇%というものは問題に

ならないという意見がたび／＼あります。政府の答弁によりますと、この五〇%というものは最高なのであつて、五〇%あるいは一〇%の場合もあり得る、こう言われておるのであります。が、この際最高を法律で規定される御意思があるかどうか。本法が大体白紙委任狀的な委任立法でありますもの、國際情勢に対応するという意味において、一応は納得できるものであります。が、このパーセントの問題は、最初政令で規定されたと思つておりましたところ、政令でも規定されません。通商産業大臣が閣僚審議会の承認を得てその都度きめるといふことになつておりますので、非常に上下変動があるように考えられるのでございませう。従つて最高だけは法律で定めになつた方がよいのじやないかというように考えるのであります。

○宮崎政府委員 これが公法な委任立法である関係上、せめて五〇%の担保限度を政令なり何かにつぎりする、こういう御趣旨だと思つております。その御意見はきかれて適切なものと拜承いたしました。が、かような公法な委任立法をいたしましたことにつぎましては、すでに提案理由の説明のときに關係官から詳しく申し述べたことと存じますが、ただいまの國際經濟と云い、国内經濟と云い、突に転換きわまりないものであります。その場その場にきかれて適切な措置を講ずる必要がありませう。政令に委任しておる、あるいは命令に移しておるというふうな状況でありまして、通産省の立場から申し上げますと、本法の六章、七章が直接關係の條文であります。が、その政令の御審議に訴えるのに、その政

令の内容等をお示ししないことは、まことにこれは国会の權威に対して申訳ない、かように考へて、それ／＼お手元に、輸出につきましては政令案、輸入につきましては政令案の要綱をお示したような次第であります。大体担保の制度というものは、ローゲン構想から生まれて参りましたものであります。五〇%の限度がよろしいか、あるいは二〇%程度にやるべきかというふうなことに付いては、今後相當の研究を要することでありまして、もし二〇%と定めましておる場合に、これを五〇%なり一〇%なり、さらに低く引下げて参らなければならぬ。二〇%によつてこれが非常に障礙となるような場合には、さらに考慮しなければならぬ。これは閣僚審議会におきまして運用いたしまして、その都度これを検討いたして行くのが妥當であります。特にその信用力の問題もありません。これは信用の見方にもいろいろあると思つております。そこで一定の標準を示すべきでないかと考へまして、はなはだ不本意でありましたが、明記いたしておらないわけでありませう。

○成田委員 一応私の質問はこれで終ります。

○小野瀬委員長 次は米原君。

○米原委員 先ほど来たたび／＼問題になつたのでありますけれども、まだはつきり具體的な政府委員の説明がみこめませんので、お聞きするのであります。第一に本日志田委員からその点非常に心配しておられるやうな質問がありました。が、輸出の資金の問題であります。今までの状態でもことに中小の業者は相當輸出資金に困つておつ

た。それがこういう形の貿易になる
と、とうてい中小業者は輸出業をやつ
て行けないのではないかとしような
点から、資金の問題をもう少し具体的
に説明してほしいと思う。それから輸
入資金についてはさらに大きな問題に
なると思いますが、一体どういふふう
にしてやるのか。けさほどの公述人の
方も、中小業者は重要物資などにつ
いてはどういふべきでないだろうかという意
味の公述をされたが、この問題につ
いては一体政府はどういう意味の具体案を
持つておられるか。これを第一に話し
ていただきたい。

○谷林政府委員 これはほかの関係省
からいろいろ御意見があるかと思
いますが、とりあえず私の方で考えてい
ることだけ申し上げます。

輸出輸入の金融にしましては昨日
来いろいろお話がありまして、私ども
もいたしまして、これが非常に重要
な問題であるし、ぜひあらゆる方法を
考えなければならぬと考えておりま
す。それでただいま輸出に関するい
ろんな難点というふうなお話がありま
したが、輸出に関しては、今後この制
度があるから特にたいへんになるとい
うおそれは、あるいは多少あるかもし
れませんが、その点は少い。むしろ従
来あるところがやはり依然として同じ
ようにたいへんであるということがあ
ると思います。この方は一まず貿易手
形その他の方法で救えるのではないか
と考えております。ただ輸入の方は、
ただいま御指摘のように非常に大きな
問題を含んでおりまして、ことに従来
政府貿易で入つておつたために、一応
金融方面のいろいろ困難をのがれて
おつたのでありますが、これが全部輸

入者のプライベートのリスクによつて
やらなければならぬ、その計算にお
いてやらなければならぬということに
なると、これは非常に難点が多くな
る。これは非常に重要な問題であ
ります。これは大分前から民間に輸入
を移すということがあつて以来、各業
界にも聞きいふ／＼策を考へておるの
であります。はつきりこれがいいと
いうようなことはもちろんなか／＼浮
ばないのであります。ただ先ほど説
明いたしましたように、これを日銀の
スタンプ手形で一応救うということも
一つの方法であります。それをい
て各業者の信用というものを越えてス
タンプ手形を許すということはある
得ない。過去のようにならぬ、二の商社
が非常に大きい資本を持ち、そうして
それが対応する場合にできるものであ
りますが、現在のようにならぬことに
たいへんでありまして、ことに輸入原料
というふうなかさばるものは、量にお
いても金額においても非常にたいへん
であります。これを救う方法は、ま
ず幾つかの輸入業者が一緒になりま
して、ファイナンスの上でプールをつ
くという一つの方法ではないかと思
うのであります。これはほかの
事業者団体法あるいは集中排除法との
関係がありまして、それがすぐ実用で
きるかということも困難な問題であ
ります。そういうことも一つの方法と
して考えられるのではないかと。その他
の方法といたしましては、先ほどのス
タンプ手形のやり方を非常に効率的に
使うとか、あるいは輸入する際に数量
をある程度こまかく刻んで、プールと
違つておの／＼輸入者がわけては輸入

するが、注文と一緒に先方に出すとい
うやり方も、一つの方法であると思
います。方法はいろいろあると思
います。われ／＼の方をいたしまして、
各業界の実情問題として、どうい
う方法の希望するかということも
聞いております。こちらと業界が一
緒になつて、これから大至急考へよう
ということになつていふと思つて
います。

○米原委員 今お話の通り業界が結合
して金融を受けるということ、確
かに許されないようになつてい
るのかと思つて来ます。そこで非常
に困難な問題に移ります。

輸入割当の問題、品目割当、金額割
当、それから雑、これは大体こ
ういふようにしてきめることにな
るのです。

○松尾説明員 原則は早いもの勝ちの
輸入になるわけです。従いまして事前
割当をする物資の選択基準なり、その
品目について簡単に申し上げます、ま
ずその物資の世界的な需給関係にお
きまして、非常に逼迫しているような
ものは、日本側に第一金がありま
しても十分には買えないわけであ
ります。従つておの／＼から輸入に
は限度があります。従つて日本の国内
の需給関係から見ても、ある程度
均衡がとれないということが考
へられる次第であります。ま
ず第一には世界の供給源にお
いて、相当の限度のあるような商品
を採用するわけでありまして、その
次はドル地域等から輸入物資につ
きましては、ドル地域の輸出が将来
ともそう十分予想されませんので、
主としてドル地域から輸入を仰ぐ
ような商品につきま

ては、おの／＼から供給力に限度があ
る。そういうふうな海外の供給源に
限度がある、ないし外貨資金の割
当に限度があるような物資につ
きましては、ひいては国内の当該物資の需給関係が
緩和するということも望ま
せん。そういう物資につきま
しては、必要とする需要者にその
物を渡すために、原則として事前
に業者がその物資の割当をいた
すわけでありまして、なお
の割当をいいたすお話を
しましたが、この予算の中
で具体的にどの品目に幾
らというふうな割当にき
めることのできない商品が、
相当出て参るわけであ
ります。たとえば機械の部品等
につきましても、どうい
う機械の部品がどの程度
いるかというものは、は
つきり予測は立たない
のであります。そういう
ものにつきましても一
応一括して、幾ら程
度というふうな予測を
立てておられるので
あります。その範囲内
において個々の業者の
申請があつた場合に、
その中から資金の割
当をする。また必要
な材料等でありま
して、特にその原
材料がどつちかとい
いますと不急不要品
であるという場合に、
それを早いもの勝ち
に輸入いたすとい
うことにすると、
輸出品をつくる
業者に原材料がま
わらないというお
それがあります。で、
そういう商品につ
きましては輸出品
のメーカーに事前
割当をする。大体今
のところそういう
ふうな前提をして、
事前割当をいたす
ように考えてお
ります。もつとも
この品目につ
きましては審議
会で決定される
ことでもあります。
その他のも
のは一応早い
もの勝ちになる
ことにな
ります。

を優先的に割当するということになる
と了解していいですか。

○松尾説明員 協定貿易のものを優先
的に割当するといふよりか、概括的に
申しますれば主として協定地域から入
るものは、どつちかという比較的
多量に輸入されますので、事前割当の品
目には入らない。大体早いもの勝ち
の方に入つて行くのであります。今も
申しましたようにドル地域から入る
ものが、事前割当の品目にならうか
と考へております。

○米原委員 おつしやる通り今度の協
定貿易によつて、今までのドル獲得
物資がドル地域に行くということに
なると、ドル不足になり、おそらく
単なる割当だけではできないような
状態になり、ドルのクレジットを受け
なければならぬようなことが起る
のではないかと考へておられる
の御意見を聞きたい。

○宮澤政府委員 米原委員の御心配な
る点も一応たゞいまして考へられ
ないことではございませんが、さ
うな状態にならないようにせ
ひたいと思つて、せつかく研究を
いたしてゐる状態でありま
す。そういうこと
が参つた場合にクレジットが
できないかということ、現在の
情勢をいたしまして日本政府が
たゞいま発表をいたすべき時期
ではないかと存じてお
ります。あしからず御了承
いただきたいと思つて
います。

○米原委員 発表をいたすことはでき
ないとおつしやいましたが、昨日は
相当いろいろな抱負を政務次官は
述べられたと思つてあります。い
ろんな国際的な協定にも参
加したいという希望も述べられ
ましたし、アジア・マージ

ヤル・プランができたならば、それにも加盟したいというようなことをおつしやつたのですが、そういうような考えを持つておられるのですか。

○宮崎政府委員 希望としてはぜひ持たなければならぬと思つております。それで必要なとき、また適当と思ふ時期にそれ／＼希望の申出は怠らずいたしておる状況であります。

○米原委員 ただいまの政務次官の御意見はもちろん政府当局全体の意見と考えてよろしうございますか。

○宮崎政府委員 御念の通り通産省として考えておりますこととあります。少くとも輸出が振興いたしましたし、日本経済を自立できるような方向に進めるためには、ただいま御指摘になりましたようなたゞ一つの件のみではなく、すべての貿易をめぐることに、ついでに希望なり意見を申し出ることについてはぜひ怠らずやりたい。これが通産省として考えている方針であります。決して宮崎個人の意見でないということは御念の通りだと思ひます。

○米原委員 しかしその点は非常に重大な発言であると思ふのです。アジア・マニシヤル・プランは大体ドル貨におけるマニシヤル・プランと同じようなものだと思うのですが、マニシヤル・プランを受入れるか受入れないかという点について、ヨーロッパに問題が起つた。そうしてこれがいわゆる対立的に現在世界に現われておるわけですが、そのときに日本がアジア・マニシヤル・プランに加わることを希望するかどうか、どういふことを意味するか。こういうものに加わりますと、ヨーロッパのマニシヤル・プランの例を見ましても、これに加わつて

いる以外の国に対する貿易が非常に制限されているわけですから、この外国為替管理法の中にもいろいろな禁止事項があります。仕向地や商品の種類の禁止事項があります。そういうものに入ることになると、禁止事項をそういう地域に適用されることになり、たとえば中共地区に対する貿易が禁止される、こういう面が当然出て来なければならぬ。この法案に出ておる禁止事項なんか、そういう場合に適用されることになると思ひます。そうしますとこの前予算委員会、総理大臣は全面講和を望むということを言われたわけですが、そういう方向に走つて行くと、事實はもちろん全面講和の方向に行かない。そうして日本の業者の大多数の望みであるところの中共貿易も不可能になつて来る。またそういうものを裏づけするようにこの法案ができておるといふ点を、私は非常に心配するのであります。そういう意味で今の政務次官の言葉は非常に重大だと思ひますが、どう考えますか。

○宮崎政府委員 前段の米原委員のアジアのマニシヤル・プランに加入するかしらないか、希望を申し出るかという点で、何か私がはつきりするという希望を持つておられるのだという前提からの御質問は、その点は少くとも速記録を調べてみまして、次の機会にお答えしたいと思ひますが、ただいまの全面講和が不可能になるとか、あるいは単独講和になるとかいう議論につきましては、予算委員会で米原さんの御発言を末席の方で伺つておりました。大要承知いたしております。これとて一字一句相違なく記憶しておるわけではございませんから、速記録等を調べ

ましてまた申し上げますが、少くとも希望を申し出るという見解は、現在の日本におきまして輸出貿易なり輸入貿易なり、あるいは経済全体から考えましても不利となる事項は除きまして、有利になると考えられる事項につきまして希望を申し出るであつて、何でもかんでもそれに参加しなければならぬというようないふ意味に、御解釈ください。今後は輸出貿易の振興ということにとつて若干でも、たとひ牛のごときおそい歩みでも一歩々々歩んで行く過程におきましては、意見も言い御要望もいたしてお願ひする、こういうことを私は申し上げておいたわけでありま

す。アジアのマニシヤル・プランができないうちに、こちらが入るといふことを積極的に考えて、それに入るのだ、――入れば御趣旨のようなさういふことにもなるうと思ひますが、これもまた私は断定をいたしません。そういう意味で前段の米原さんの前提要件になつております私の申しました発言につきましては、また速記録を調べましてそれに対して適切なお答えをさせていただきますことにいたします。ただいま申しますのは、貿易といわず日本国の自立達成のため、あるいはあなたのおつしやる講和の問題につきましても、独立が早くできることに少しも有利なことに對します意見はぜひ申し出たい、こういうことでございますから、御了承願ひしたいと思います。

○米原委員 ただいまは弁解のうに聞えますが、これは非常に重大だと思ひます。マニシヤル・プランがどんなものであるかといふことは、賢明なる政務次官はよく御存じなんです。その弁明とこの法案の内容とが実に符牒を合はしている、その解釈せざるを得ないのであります。この禁止事項と言いますのは、そういう意味で適用されるのではないかといふことを聞きたいのであります。

○宮崎政府委員 それはあくまで米原さんの御考へでありまして、現在私の方でアジア・マニシヤル・プランに参加させてくれといふようなことは申し入れてございせん。状態は先ほども繰返しましたように、日本の條件が前進するといふものに対しての意見を申し入れることに忠実にやつておる、こういうことを申し上げたわけでありま

す。しかもアジアのマニシヤル・プランを、私が賢明か愚鈍かわかりませんが、とにかくよく知つてゐるじやないかと云へば、残念ながら一向に知らぬのであります。私はガリオア資金に通じますところのアメリカの援助資金の内容につきましては、若干知らなければならぬので覚えておりますが、どういふ構想でアジアのマニシヤル・プランがあつてがわれるのか、ただいまそれに対して別に考えておりません。ただ仕向地の問題につきましても、この法案と関連がある、こういうような御意見については御意見として承つておきまして、それが関連があるとか、ないとか、ここで断定できないような状況であります。

○川上貫一君 速記録を調べたにあらぬでも、きのう言われたことは覚えておられるはずなんです。あれほどはつきり言つておいて、それでどうもよく覚えておらぬとか、速記録を見なければわからぬといふような答弁を、責任のある通産政務次官といふような方がされるというところは、これは実に驚く

べきことだと思ふ。ほかの委員の方々はつきり知つておられる。マシーヤル・プランに参加することを希望すると言われた。これは速記録なんかをお調べになりませんか御本人がおつしやつたんですから、これがわからぬはずはないのです。あるいはきのうのおつしやつたのはあれはうそなんです。きのうは言わなかつたとおつしやるのですか。

○宮内府委員 私が速記録を調べるということは、それを悪意に解釈せられまして、これを回避するというようにもしお考えならば、それは私はあなたの御意思は御自由でありますから、別に何とも申しませんが、そういう言葉がかりに出たと仮定いたしましたとしても、質問の前後の関連においてどういふふうなきさつからその言葉が出ておるか、これを十分検討しなければなりません。單に一つの字句だけ取上げて行くといつても、行くことにも何の用で行くのか、あるいはただぼんやり行くのか、前後の関連において十分これを読みまして、そしてあなたの御質問も検討してみまして、それとただいま米原委員のおつしやる質問とが関連いたしましてさうなことになるならば、私は率直に認めます。またそれが責任あるという問題でありましたならば、これも皆さんの権限の範囲内において十分お叱りをこうむつても、私は決してそれを回避するものではありません。ただ端的な一字一句の言葉をとつてこうじゃないかということよりも、そこに至る前後の言葉のつながりを研究をさしていただきたい。それでありますからここではそれを見る間待つていただきたい、こういうわけであ

ります。どうぞその点御了解をお願いいたします。

○川上實一君 これは速記録を調べてつこうであります。なおこのことはつきり申しておきますが、前後の関連も何もありません。明らかにマシーヤル・プランに参加することを希望すると言われた。われ／＼としましても、おそらくこれはほんとうに希望しておられるのだらう。ほかのことを考えましても、希望されるらしいと思ひます。また、つきりと言われたのでありますから、こういうふうになつておりますが、これはあらためて速記録を調べて、明日あらためてこの問題を問題にしたいと思ひます。これで私の質問は終ります。

○米原委員 それでは、すべて輸入は大蔵大臣、輸出は通商大臣の許可を得ることになつておる、そしてこれは同時に禁止事項がありますが、一体どういふ場合に禁止するのか、説明してもらいたい。

○松尾説明員 ただいま言われました中で、輸出は通商大臣、輸入は大蔵大臣と言われたように思ひましたが、輸入の承認と申しますか、許可は、大蔵大臣がやることにはなつておりません。政令なり政令案を閣下ごらんいただければわかりますように、輸出の方は、特定の商品なり特定のものは通商大臣の許可制であります。大部分の場合におきましては許可制がなくなるわけでありまして、輸出業者はただ為替銀行の確認を得ますればそれでいいわけでありまして、輸入の方は先ほども御質問がありましたように、早い物の輸入の場合におきましては、これまた通商大臣の許可制ではございません

で、為替銀行の輸入承認を得るようになり、為替銀行が外貨のあるなしを、外為替委員会に照会をするわけでありまして、ただ輸入の場合に資金の事前割当をいたします場合だけは、資金の割当証明書というものを通商大臣が出しますから、一応許可したようなかつこにはなりますが、それも割当資金証明書の発行をやるだけでありまして、その場合も為替銀行に對しまして輸入業者が通商大臣の割当証明書を添付して、輸入の申請をするわけでありまして、その場合は為替銀行が為替委員会への照会をなしに、そこで許可証を発行する、こういう仕組みが予想されておるのであります。なお何かほかの御質問がありましたか。

○米原委員 禁止されるときは……。

○松尾説明員 輸入の禁止ということ、は、まず予算がござまして、その予算がある程度発表せられて行われます関係上、もちろんたくさんの方が予算以上に超過して申請をして来るという場合には、これを許可されないことにはなりますが、予算の範囲内ならば許可されることになるわけでありまして、事前の資金の割当をいたします場合におきましては、その官庁が申請に基きまして割当をいたしますから、輸入を禁止するということは起つて参りません。それから輸出の場合も、今申しますように通商大臣が輸出を許可するその特定の場、何を輸出禁止するかという問題であります。輸出許可品目の中に、たとえば廣造紙幣とか、廣造通貨とか、あるいは武器彈薬の類とか、あるいは猥褻文書とか圖書とかいふようなものが相当掲げられておるの

であります。そういうものにつきましては、原則として輸出禁止になるだらうと思ひますが、その他のものにつきましては、その取引条件が公正であればそういうことはなからうと思ひます。

○小野瀬委員 米原委員にお伺ひいたしますが、あなたの御質疑はあと何分ぐらいの御予定ですか。

○米原委員 何分とも今……。

○小野瀬委員 委員長としてもできませんが、皆さんも御承知の通りこの法案は非常に急がれておりますし、なおまた野党優先に発言を許し與黨の方にはほとんど発言も御遠慮願つておるわけでございますから、なるべく簡明率直に御質疑願ひたい。またこの際政府委員のお答弁も簡単にお願いいたします。

○米原委員 よくわかるように説明してもらへば、簡単に済むわけです。

○小野瀬委員 それではこれから大体十五分だけ質疑を許します。ただいま本会議で予算案を審議している関係もありまして、できるだけ重点的に御質疑願ひたいと思ひます。

○米原委員 今の取引の停止を命ずる場合のことを聞いておるのです。何か御説明がなかつたようですが……。

○宮内府委員 ちよつと伺ひます。輸出の船積みとさしとめるという意味でございませうか。

○米原委員 この第九條の取引の非常停止。船積みとは書いてない。

○奥村(竹)政府委員 第九條に規定をしております為替取引の非常停止という場合は、たとえば英國がポンドを切下げた、そういうた非常の場合に、一

時取引の停止をする必要があるために規定したものであります。

○米原委員 今の例はなるほど思ひますが、たとえば先ほど私が聞きましてマシーヤル・プランに入るといふようなことになれば、これはやはり同じ事情が生ずるのじやないかということなんです。そういう点この條文はやはり当てはまらぬと考えるかどうか、聞きたいのであります。

〔仮定のことに答える必要なし〕と云ふ者あり

○米原委員 仮定のことではない。そういう場合に当てはまるかどうか。

○奥村(竹)政府委員 この法律を起草いたしましたときは、そういうことは予想しておりませんでした。

○米原委員 そういう予想を聞いておるのじやないのです。そういう場合にこの法文だつたらかかるのじやないかというのを聞いておるのです。

○奥村(竹)政府委員 これは大蔵大臣の所管であります。そういう場合は当てはまらないものと私は思ひます。

○米原委員 当てはまらないとはつきりおつしやいますか。大蔵省の方はいないのでですか。

○小野瀬委員 先ほど理財局長はお見えになつておられたのですが、ただいま退席されておりましたので、奥村説明員より答弁願ひます。

○奥村説明員 ただいまの御質問は仮定の場合の御質問でございまして、私の方としてはお答えいたしかねます。

○米原委員 仮定の場合を聞いておるのではなく、法文の解釈を聞いておるのです。そういう場合はどうかというのが法文の解釈です。法文の解釈はす

べて仮定の解釈です。それを仮定だ仮定だといえ、みんな仮定になつてしまふ。そうではなくて、法文をどう解釈するかということを開いておるので

○小野瀬委員長 それでは大蔵当局に關係ある質疑をあとまわしにして、安定本部關係に対して御質疑をお願いします。

○米原委員 居住者、非居住者の問題であります。先ほど問題になつた外国商社、たとえばジャージ・マジソンのような商社は今後どうなるかということを開きたい。この法律の適用をだだちに受けるかどうかということ

○松尾説明員 ただいまお尋ねのジャージ・マジソンであります。多分日本の法律に基きまして、その支店が登記をしておるのではないかと私は考へるのであります。そういう場合は当然居住者と考へております。

○米原委員 先ほどの割当の説明で、むしろ割当といつてもほとんどたいていのものはそうむずかしいものではないといふような説明であつたと思ひます。そうしますと、最近協定貿易で非常にくさんのものを輸入することになつたようでありまして、同時に今までもたび／＼国会でも指摘されました不急需品、そういうものの輸入をどういふふうにして抑制するか。あるいはそういうものを野放しにするかどうか。昨日もお話がありました。具体的にどういふ措置を今後とられようとしておるか、説明していただきたいと思ひます。

○松尾説明員 不急需品の輸入が非常に起るのではないかというお話であ

りますが、確かに従来の協定から申しますと、いわゆる緊要物だけの交換という觀念が非常に強かつたかと思ひますが、今後は輸入もふやすが輸出もふやすというふうな考え方が強くとられて行くだろうと思ひますので、これも外貨予算を編成されるときにそういう考慮がされると思うのであります。若干不急需品的なものも見込まれるのではないかと考へております。

○米原委員 そういふものに対して全然措置を講じないということになります。今の御説明によると、予算を組むときにすでに若干そういうものも見込まれるということですが、それはどういふことになるのですか。

○松尾説明員 当然その予算に縛られますから、それが無制限にどん／＼入つて来るということはありませんと思ひます。

○米原委員 大体この法案及び最近の経済情勢からしますと、金融的に見ても貿易の方に莫大な資金がいるということになります。むしろ国内産業の長期資金というふうなものが非常に枯渇するのではないかと。これは何回も／＼この委員会でも言われた点であります。むしろ国内市場というものが非常に枯渇して来る。現在日本の国内で売れておるものでも売れなくなる。そういうふうな思ひであります。今後むしろそういう不急需品は今の状態よりもふえて来ると思ひますが、その点はどういふふうに見られるか、お聞きしたい。

○谷林政府委員 今回のこの制度は、大体民間の創意くふうによつて輸入が

できるといふところに非常な特長があるのであります。その点は各業者が、自分が最も売れると思ふような値段で方々と交渉をするというふうな点で、従来よりはるかにやさしくなる。つまりできやすい点も非常に多いといふように了解しております。

○小野瀬委員長 米原委員にちよつと申し上げます。今大蔵省へ連絡いたしましたところ、理財局長は四時から司令部の方へ行つておられますので来られませんが、そのことに關してならば、宮崎政務次官の方でお答えできるものでありますから、御答弁を願うことにいたします。

○宮崎政務委員 お尋ねになつております第九條の問題であります。この点につきましましては、かりにあなた方が御心配なさつておるようなことは、われわれは率直に申せば心配しておらぬのであります。川上委員からもしも強い言葉で申しかりを受けたのです。それは考え方のものと違つておるのではありません。これはやむを得ないと思つて私の方ではあつさり引下つております。いずれにいたしましてもこの第九條の第一項が、もしお説のようならマシヤル・プランとして考へて、關連してお考えを持つという御解はこれは御自由であります。ようけれども、第二項において規定してあります事項をお読みくださいと、およその法律によつて認められておるものが、他の事由によりましてストップされるというふうなことは私も予想しております。従いましてこの第九條にマシヤル・プランの云々の關連をもちましてこれを解釈するという

ことは、この法律の審議の上においてはむりではなからうか。かように考へておりました。むしろお答えを控えておるのでありますけれども、この九條の第一項と第二項とを關連してお読みくださいとすれば、その間のことはよくわかると思ひます。ほんとうに根本の意見が相違するならば、これはしかたがありませぬけれども、これをほんとうに正しくお考えいただくならば、この問題は、米原君みずからにおいて解釈がつく問題だらう、かように思つております。根本的な意見の相違はこれとは別問題でありまして、共産党の方々とお話ししますと、話している間に非常におしかりを受けたり何かしますが、それは根本的な主義主張が違ふのであります。われ／＼の主義主張と共産党のお持ちになつておる主義主張と違ふことは、天下公知の事実であります。

それでありまして、きのうの委員会でも、川上委員に、政策の根本が違ふのだというお答えをしたわけですが、今御追究されておりますマシヤル・プランに入る希望を持つておるということは、何も重大な発言ではない。私は川上委員がどういふ前提で話して来られたか速記を見たいけれども、われわれはマシヤル・プランができたからそれに入りたいと思つておる。入る入らないはそれと問題であつて、今その希望を持つておると言ふことは、何もさしつかえないと思ひます。しかしあなたの方のお立場から見れば、これは絶対にかねでしようが、それは根本の意見の相違でありまして、私はそのこと自身を回避し、そのこと自身を否定するものではありませぬ。またこの質問に關連して、中共との貿易をどうする

かといふことは、こういうときに起つて来る問題であります。従つてこの法律の審議の上において御説明申し上げれば、御心配のような事態のないように、第二項を設けて、一応現在の状況においては万全の手配をしてあるのだ、かように申し上げるよりほかにないのであります。

○米原委員 今のお話では、希望を述べること何でもないことであるといふふうな考へておられることが、非常につきりしました。それでこれは單に政務次官の意見でなく、政府の意見であるということも、非常につきりして来たわけでありまして、それならマシヤル・プランを適用されてどういふ事態がヨーロッパで起つておるかといふこと、たとえばある種の貿易を許さない。だから私は言うのである。そういうことに入ることを明らかに望んでおられるが、それは現在の日本が占領下にあつて、まだ講和條約は結ばれていない。そういうときにこゝろ希望を述べられることは、決してほんとうの意味の講和を促進することにならないから、私は心配して聞いているのです。しかもこの法案と密接な關係のある問題だから聞いておるわけですが、單なる解釈の問題ではない。事実上そういうふうな形で單獨講和を持つて行くようなことになつては、これは非常に重大で、それではほんとうに日本が全世界のいかなる国とも平等互惠の貿易關係を結んで行くといふことが、却つて妨害されるのであります。ことに日本の現在の地理的な位置から考へましても、中国との貿易は非常に重大であります。そういうふうなものが阻害されるようなこの法案がつけら

れた場合にどうなるか。非常に心配だから聞いています。私はマール・プランを例に上げましたが、それははつきりしたと思えますので、それよりもこの九條の法文が、そういう場合に適用されるかどうかという、その解釈の点を聞いています。

○宮内府委員 現在は適用ならぬと解釈していることを前段申し上げました。そのようなことについては、米原さんの御意見でありますから、そのまま承つておきます。

○小野瀬委員長 米原君に申し上げますが、予定の時間を五分経過しておりますし、他に質疑通告者もありませんから、この際次にお方にお譲り願います。よろしくごさいいますか。――では笹山君。

○笹山委員 時間がないので簡単に尋ね申し上げたいと思ひます。第一点は、外国為替管理委員会の性格の問題でございますが、これは総理府の外局というふうに着いてありますが、大蔵大臣の指揮監督を受くところの外局でありますかどうか。その点について伺ひたい。

○大久保説明員 外国為替管理委員会は、この設置法にも明らかな通り、総理府の外局でありまして、総理大臣の指揮監督を受ける委員会でございます。大蔵大臣からは全面的には指揮監督を受けることにはございません。しかしながら、政府は統一のある一体でありますから、委員会は統一しては、大蔵省と緊密に連絡いたしましたして、行政機能を最高度に発揮するということを、委員会としては考へていた次第でございます。

○笹山委員 そうすると、直接には大

蔵大臣の指揮監督は受けないという性格の委員会であるということでございますが、第七條の第三項及び第四項の場合におきましては、特に「大蔵大臣の承認を得て」というふうにして、この外国為替管理委員会の行政行為を制限している規定があるのでございまして、こういつた制限を付する以上は、やはりこれは大蔵大臣の指揮監督を受くというふうには、はつきり規定するものが当然じゃないかと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○大久保説明員 先ほど申し上げましたように、大蔵大臣の指揮監督を直接受けない立場に委員会がございますが、特に為替相場場の規定の中に、つまり第七條第三項及び第四項でございますが、これによつて委員会が定めます中相場、それから委員会の定めます外国為替取引に用いられます為替相場、市中の相場でございますが、これを定めますときには大蔵大臣の承認が必要であると、特に規定されたわけであります。これは第七條の第一項及び第二項に掲げられております基準相場、それから裁定相場、これは非常に重要な相場でありまして、これが基準になりまして、為替委員会のきめますその他の相場も従つて定められるわけでございまして、非常に関連がございますので、特に大蔵大臣の承認を得て初めて委員会としては定め得る、そういうふうな趣旨の規定であります。

○笹山委員 その御趣旨はよくわかつていますのでございしますが、しかし制度上はやはり承認を受けて初めて行動できるだらうと思ひますが、有効に発生するといふ建前であるならば、やはり大蔵大臣の指揮監督を受けるところの

委員会というふうには、はつきりしなければならぬと思ひます。その点についてもう少し具体的に腹を割つて、ひとつお答え願ひたいと思ひます。

○大久保説明員 この管理委員会設置法の前にあります現行の管理令でございます。この管理令をござらん願ひますと、いわゆるポツダム政令でこの管理令が制定されたのでございしますが、このポツダム政令の基礎になりました総司令部の覚書がございします。この覚書の中をござらん願ひますと、第三の條項に外国為替管理委員会は現存する日本政府の各省から独立してこれを設置する、そういう趣旨の指示がございします。他の各省からは独立した一つの機関としたしまして、総理大臣の直接の監督を受ける総理府の外局ということにいたしましたのでございしますが、今回の設置法におきましては現行の委員会令の趣旨をそのまま踏襲いたしまして、総理府の外局ということに草案をつくつた次第であります。

○笹山委員 その点ははつきりいたしません、時間もありませんので先に進みます。

第二点は関係審議会の性格でございます。先ほど来いへる議論がありましたが、これは一箇の行政官庁として解釈してよろしゅうございしますかどうか。その点についてお尋ねいたします。

○西村(久)政府委員 お説の通り行政機関と解釈してよろしゅうございします。

○笹山委員 そうすると行政機関であるとするならば、国家行政組織法というものに基いてはつきりうたう必要があると思ひますが、この法案はその点についてははつきりいたしておりません。これは書きようによつてはやはり国家行政組織法によつて、これを設置するといふふうにしてやつた方がよろしいのではありませんか。

○西村(久)政府委員 内閣の下に付随した機関でございしますからよろしいかと存じます。

○笹山委員 審議会でありまして、一つの行政機関の一部であるといふふうに御解釈があるならば、やはり行政組織法の規定によつて私はつくられたものというふうには解釈するのが当然ではないかと思ひますが、そういう規定に基かず、別にできたところの行政機関というふうには解釈していいかどうか。

○西村(久)政府委員 お尋ねの点は、内閣の下につきました機関でありまして、普通の審議会と同様に扱ふべきものであらうと考えます。

○笹山委員 普通の審議会であるならば単に審議するといふことが主たる仕事であると思ひますが、この審議会は予算を編成し、しかもまた輸入の場合におきましては担保の利子等についてもこの審議会が決定する、こういうふうになつておりました、多分に行政的な行為を営む審議会であると思ひます。これはどうもただ内閣の下についておるからというふうなことで、まだはつきりしない点もあるものであります。まあ私は時間がありますから先に進みます。

○西村(久)政府委員 ちよつとお答え申し上げますが、関係審議会の予算は一応閣議にかけて、内閣の承認を得るものでありますから、責任は当然内閣にあるといふことになるわけでありまして、

○笹山委員 そうすると輸入の場合のいわゆる担保の利子等につきましても、閣議において決定するので内閣に責任がある、この審議会には責任がない、こういうのであります。

○西村(久)政府委員 輸入輸出の関係につきましましては、為替管理委員会が承認をしてやることになつておりまして、手続は為替管理委員会の方でやると御承知願ひたいのであります。

○笹山委員 通産省から先ほど出されましたところの政令案要綱によりますと、輸入申請の場合の担保、こういうた保証の担保額とか比率とか、こういうふうには関係審議会が決定する、これはその通りであります。

○西村(久)政府委員 その通りでございます。

○笹山委員 それでは次には外国為替の集中の問題でございますが、これは先ほど為替銀行の問題についても議論がありました。たとえば貴金屬の集中の方法、こういう問題につきましては、現在日本にあるところの貴金屬の所有者につきましまして、この適用から除外される者があつておるかどうかが、たとえば外人が持つておるか、あるいはどういふ範囲の外人が持つておるものはこの適用から除外されるのか。そういう政令の内容が承りたい。が、腹案がございしますれば承りたい。

○大久保説明員 この制限禁止の條項の政令案につきましましては、大蔵省で原案をおつくりになるような予定になつておりますので、私から御説明申し上げるのはいかがかと思ひますけれど

う特にお願ひいたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後五時四十六分散会

の数字に多少の誤りがあるかもしれないが、来年の五月ロンドンにおいて関税会議が行われると、予想されておる通りに聞いております。その際に各国が基準にする関税率は、本年の十一月十五日以前に改正したものをもつて、それを標準にとるということがあつて、それによつて、基盤にのちから改訂したものをもつて、基盤にとらないといふことによつてあります。しかし何と申しましても、わが国の関税表は、全品目千七百有余に及ぶ品目でありまして、これを全部改正するといひますと、実は昨年からはじめまして、今年の三月第一次草案はできたのでありますが、その後為替相場の三百六十円の設定等によりまして、非常な変革が生じたので、爾來各省大いに努力いたしまして、第二次改訂を作成中であります。十一月十五日までは何としても成案を得ることができなかつたのであります。十一月十五日といふのはわれの国と違ひまして、先ごろの関税改訂の会議を、さらに明年五月におやりになるときの具体的な條件のように聞いております。

○小野瀬委員長 この際お諮りいたします。本法案に対する質疑は大体終了いたしましたように考えられますので、この程度で質疑を打ち切りたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小野瀬委員長 御異議なしと認めます。両法案に対する質疑はこれにて終局いたしました。

なお明二十七日は日曜であります。が、午前十時より本委員室において、両法案に対する討論採決を行う予定でありますから、必ず御出席くださるよう

昭和二十五年一月十八日印刷

昭和二十五年一月十九日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所